

令和7年第3回総務文教常任委員会 要点記録

開閉会日時	令和7年3月13日（木曜日）		開会	13:23	会議場所	別海町議会 委員会室2			
			閉会	14:53					
委員の出欠	1 番	市川 聖母	出席	2 番	吉田 和行	出席	8 番	田村 秀男	出席
	14 番	佐藤 初雄	出席	15 番	戸田 憲悦	出席			
出席説明員	総務部	総務部長		総務部次長兼総務課長		総合政策課長		情報広報課長	
		伊藤 輝幸	出席	寺尾真太郎	出席	松本 博史	出席	山田 哲哉	出席
		財政課長		税務課長		防災・基地対策課長		尾岱沼支所長	
		角川 具哉	出席	松田 勝広	出席	岩口 裕昭	出席	大坂 恒夫	出席
		西春別支所長		総務課主幹		総務課主幹		総合政策課主幹	
		小村 茂	出席	佐藤 亮	欠席	武田 聖士	欠席	佐藤 貴也	欠席
		防災・基地対策課防災監		防災・基地対策課主幹		防災・基地対策課主幹		税務課主幹	
		三瓶 秀憲	欠席	深川 淳一	欠席	橋本 達也	欠席	武田 妙子	欠席
		広報情報課主幹		防災・基地対策課主幹		財政課主査		財政課主査	
		伊藤 武史	欠席	寺澤 淳司	欠席	高橋 克彦	出席	浦部 裕美子	欠席
		総合政策課主査		総合政策課主査		税務課主査			
		人羅 茜	出席	大西 廣和	出席	竹本 誠	欠席		
	選挙管理委員会	書記長		書記					
		寺尾真太郎	出席	佐藤 亮	欠席				
	別海消防署	別海消防署長		別海消防署副署長		別海消防署副署長兼予防課長		別海消防署警防課長	
		山田 勝人	欠席	山桑 貴光	欠席	西塚 隆幸	欠席	太田 裕司	欠席
	教育委員会	教育部長		生涯学習センター長兼中央公民館長		指導主幹		指導参事	
		宮本 栄一	出席	福原 義人	出席	稲村 和典	欠席	瀬川 航平	出席
		学務・スポーツ課長		学校教育課長兼学校給食センター長		生涯学習課長		西公民館長	
		斎藤 陽	出席	池田 卓也	出席	木戸口 誠	欠席	小村 茂	出席
		東公民館長		図書館長・郷土資料館長他		学務・スポーツ課主幹		学務・スポーツ課主幹	
		大坂 恒夫	出席	堺 啓	出席	高津 寛人	欠席	立澤 雅彦	欠席
		生涯学習課主幹		学校給食センター主幹		中央公民館副館長		西公民館副館長	
		恒川 敦史	欠席	平下 奈津子	欠席	今野 学	欠席	佐藤 政士	欠席
		東公民館副館長		郷土資料館副館長		郷土資料館主幹		学務・スポーツ課主査	
		福原 仁史	欠席	石渡 一人	欠席	戸田 博史	欠席	武田 文吉	出席
		学校教育課主査		学校教育課主査		図書館主査			
		戸野 晶雄	欠席	高橋 美香	欠席	吉田 美奈子	欠席		
委員外の出席	議長		西原 浩					合計	1名
事務局職員	局長		干場 富夫					合計	1名
傍聴者数	一般		0名	報道関係者		0名	合計		0名

令和7年第3回総務文教常任委員会 要点記録

会議に付した事件及び会議結果など

発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長 14番 佐藤	13:23 開会
	出席委員5名、欠席委員0名、委員外1名、会期1日
	挨拶
	【総務部所管事務調査】
総務部長 伊藤	挨拶及び概要説明
	・本日は所管事務調査案件及びその他案件は無いが、今定例会に7件の条例の一部改正を提出しているので、何かあればお答えする。 ・議案第31号について何かあるか。 ・①「部」を再編する改正だが、この改正をした場合、町長の職務を代する職員の順序は規則で定めるが、その順序についてお聞きする。②部長職は給料表で6級に格付けされ、今回の改正で増える見込みだが、現在、5級の職員も44名いて、今後6級の職員がますます増えていくことが想定されるが、今後、給料表を7級または8級にしていこうかあるかお聞きする。③別海町職員の定数条例上の町長の事務部局の定数は397人だが、現在の実職員数をお聞きする。④今回の改正で「2部」を新設し、将来的には職員の定数を増加していく考えがあるのか。それとも、スクラップ＆ビルドの考え方なのかお聞きする。⑤今回の改正で総務部は3課となり新設の部は2課となるが、役場のほかの部は多くの「課」がある中、新しい総合政策部が町の重要施策の総合企画を立てるときに、2課のみの編成で良いのかお聞きする。⑥経営管理部は人事関係と財政を統合したが、事務分掌にも行財政改革や経営戦略をうたったので、行財政改革を進めていく上で、行革大綱など策定して進める考えがあるかお聞きする。⑦経営戦略は具体的に想定している事務があるのかお聞きする。⑧自治法の158条では「長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定める」となっている。「課」の設置についてはどのような手続きで行われるのかお聞きする。 ①については、町長の次は副町長でその次は規則で定めているが、これまでも部設置条例の順番でやってきたので、現在理事者とも協議中だが、おおむねその順番で進めていくので、総務部、総合政策部、経営管理部の順番で進めるよう計画しているところ。 ②については、参考までに国は10級までであるが、去年の人事院勧告のときは、各級の号俸を縮めて昇格させる傾向との認識をもっている。根室管内の状況は6級制だが、釧路市や釧路町は7級制なので、自治体の地域特性や政策の進め方の状況に応じて対応は可能なので、本町においては、令和7年度から給与制度の抜本的な改革を考えているので協議をしていく。 ③については、1月末現在の町長部局の職員数は367名となっていて30名ほど定数に満たない状況となっている。定数条例は限度の条例なので、その中で事務の効率化を進めたり、財政の運営状況を鑑みて本町は367名に抑えているところだが、どの自治体も定数以下で運用しているものと考えている。 ④については、私の立場で申し上げるのはいかがかと思うが、今後の行政は部課長も部下と一緒に実働部隊として動くことも必要な時代に入ってくるのではないかと考えている。とは言え、全ての時間を実働に費やすわけにはいかないなのでスタッフの増強を考えているが、ただ、スタッフの増強をせずとも行財政改革や行政の電子化・事務改善を通じて効率化を高めていくことによって、実働緩和を確保していくことが理想。また、定年延長の制度ができたので、人数増に繋がるものと考えている。 ⑤については、この2課の編成は課の数ではなく、町が直面する課題への対応を強化して、より機動的かつ専門的に政策を推進する目的で新設した。総合政策部、経営管理部の2部の設置は本会議において内容説明させていただいたが、総合的な政策というのも使命をもって行いが、ほかの部局とも対等に対応していかなければならず、部としての組織体制を「2部」立ち上げることが不可欠というのが町長の考え。近年、本町を取り巻く行政課題や政策の推進と経営の管理は、しっかりとやっていくことが求められるので、必要
委員長 14番 佐藤	
副委員長 8番 田村	
総務部次長 寺尾	

令和7年第3回総務文教常任委員会 要点記録		
		な機能を明確化して、高い政策効果・経営効果を目指した体制なのでご理解いただきたい。
		⑥⑦については、経営管理部の関係だが、町長からの指示は、ふるさと納税による依存度が高くなっている現状には課題がある。また、物価高騰で経常的な財政負担が増えていることに加えて、持続可能な自治体経営を維持していくためには、長期的な視点で政策の推進とバランスをとってやっていくには行財政改革・財政健全化と真剣に向き合っていくことが町長からの指示となっている。実際に行革の事務をどのように進めるかは、4月1日に任命される経営管理部長から説明するのが筋かと思う。
		⑧については、部の設置条例議決後、事務分掌規則改正で行う。
副委員長 8番 田村		・中長期の財政計画は、ふるさと納税の関係もあることから見直しをするのか。
財政課長 角川		・令和12年までの計画なので、計画に沿って財政調整基金残高20億円を目標に進めていく。ただ情勢も変わっているので見直しも感じているが、例えば、去年の人事院勧告により人件費があがったり、今年の春闘の状況を見ても満額回答になったり、変化が大きすぎて躊躇しているが、見直す必要性はあると考えている。
		・ほかに何かあるか。
委員長 14番 佐藤		・なし。
委員 一同		・議案第32号について何かあるか。
委員長 14番 佐藤		・なし。
委員 一同		・議案第33号について何かあるか。
委員長 14番 佐藤		・なし。
委員 一同		・議案第34号について何かあるか。
委員長 14番 佐藤		・なし。
委員 一同		・議案第35号について何かあるか。
委員長 14番 佐藤		・なし。
委員 一同		・議案第36号について何かあるか。
委員長 14番 佐藤		・なし。
委員 一同		・議案第46号について何かあるか。
副委員長 8番 田村		・辺地は1次・2次と変更するが、一度決めたらしばらくはその点数でいくことで良いか。
財政課長 角川		・辺地の計画については、5年ごとに見直しを行う。辺地地点数についても、当初計画を策定するときに点数を算出して、その点数は5年間変わらないことになっている。
		・ほかに何かあるか。
委員長 14番 佐藤		・なし。
委員 一同		
委員長 14番 佐藤		
委員長 14番 佐藤		
委員長 14番 佐藤		
委員長 14番 佐藤		
		挨拶 総務部 13:54 終了 休憩 13:58 再開 委員長挨拶 議事1 提出議案審査について （1）別海町学校教育施設整備基金条例の制定について ・それでは、本委員会に付託されました案件の審査を行います。本委員会に付託されていますのは、議案第30号別海町学校教育施設整備基金条例の制定についての1件であります。本議案の内容については、本会議で説明を受けておりますので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。質疑ありませんか。 ・①基金条例第1条では設置だけで、この基金を何に使うかの目的が明示されていないのはなぜか。②第2条関係だが、「積み立てる額」とは、残存価格以上を積み立てておけば国庫納付金相当額を返さなくてよいとお聞きする。また、残存価格はいくらか。③別海小学校・光進小中学校・中西別小・中学校も文科省の補助の関係から同様と思う。用途を廃止して教育財産から普通財産になるが、そうすると目的外になっているのではないかとのお聞きする。④第3条関係では、具体的な金融機関はどこを想定しているか伺う。⑤第4条関係では、有価証券とは何か。⑥第6条関係では、繰替運用は期間を決めているが、財政課の繰替運用に関する中では1年間と明示しているので、その考えを伺
副委員長 8番 田村		

令和7年第3回総務文教常任委員会 要点記録

学務・スポーツ課主査 武田

う。⑦第7条関係では、目的が第1条で資金を積み立てるためとしている。第7条では基金の処分が明示されているが、処分対象施設等は規則等で整理させるのか伺う。また、処分については、通常は条例に「全部または一部」と明示されると思うが、明示されない考え方について伺う。

①については、本町のほかの基金条例と同様の条文構成としている。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び省令・各種通知等で、新設・改修・修繕を問わず、別海町が設置する学校の施設整備のための基金であることが明示されていればよいとなっている。このことから第1条前段のとおり、「別海町の学校教育施設の整備に必要な資金」と目的を定めている。また、学校教育施設の整備とは、工事請負費を伴う新設・改修・修繕に係る投資的な経費を指していて、工事請負費を伴わない備品購入費や小規模な修繕などは対象外としている。また、本来は国庫納付しなければならないところだが、投資的な経費との認識から学校施設整備として限定されていれば、その用途は問わないという国の方針を鑑みて、現時点で規則等での明示は考えていない。

②については、貸与期間から基金積立額を積算する方法と、貸与額から積算する金額とを比較し、安価なほうの金額を積み立てることが条件となっている。今回は算出された金額が貸与期間から基金積立額を積算するほうが安価であったため、その金額が採用され月額で73,708円となる。年額では884,496円となる。

③については、全て文科省の補助を受けているので同様の取扱いとなる。文科省からの通知で、単純に教育財産から普通財産にするだけでは財産処分に当たらない。これは、町側の管理上の問題であるために、その後の使途が明確に決まった段階で財産処分の手続きをすれば良いとのこと。また、文科省の補助を受けて建設している施設については、財産処分する際、国庫納付金が生じる場合があるので、今回この基金を設立したことで、国庫納付せず町が基金に積み立てることで納付をしなくてもよいということになる。

④については、これまで積み立てているほかの基金は、指定金融機関の大地みらい信用金庫や、収納代理金融機関の町内農協・漁協などに主に定期預金として積み立てている。この基金の保管先についても、同様の金融機関に保管することとして考えているが、現時点では具体的な保管先までは決めていない。保管先の選定に当たっては、利率も重視することにはなるが、本基金以外の町の資金などの保管先が、特定の金融機関に偏ることがないように、リスク分散なども図って総合的に判断した上で決定する。

⑤については、有価証券を選択した場合、国債等の利率が上がっているため、債券による運用も優位とも考えている。ただ、「別海町各種基金の債券運用に関する要綱」では、原則として満期償還日まで債券を保有するとしているため、当面取り崩す予定のない部分のみを運用できる。満期償還日前に売却等すると売却損のリスクがあるので、満額で元本が補償されないリスクがあるので、できれば満期償還日まで保有するということを原則と考えている。

⑥については、基金の条例の趣旨を考えた場合、年度を超えて長期間繰替運用を行うことは適切ではないので、「別海町各種基金の繰替運用に関する要綱」でも、その期間は当該年度内で運用することになるので、1年以内で年度を超えることはないと考えている。

学務・スポーツ課主査 武田

⑦については、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限定しているため、本町が整備した学校教育施設や大規模改修等の「等」には、新設の学校建設も含まれている。規則の設置については現時点では考えていない。基金の処分について全部または一部を処分する選択がない文言の部分は、こちらも別海町のほかの基金条例と同様の条文構成としていて、直近の光ファイバ整備基金や子ども・子育て応援基金についても、処分の部分については「全部または一部」の記載はありません。このことから、必要時に必要な分の基金を取り崩すこととなるので、本基金を継続して運用していく際には、基本的には「一部」になると考えているが、基金の積み立て状況によっては「全部」ともなることから条文には明記せず、総じて処分と記載した。また、基金の積み立ての関係だが、工事請負費を伴う別海町学校施設整備に必要な際、自由に取り崩し、財源充当して良いとされ

令和7年第3回総務文教常任委員会 要点記録

		ている。新たに積み立てを行う際には、積み立て状況の報告が必要となるが、継続的に運用状況の報告を求められたりするわけではないし、基金を取り崩す際の報告も不要なため、常に積み立てておく必要もない。一度算定された国庫納付金相当額を基金に積み立てたことが文科省で確認できれば、以降のペナルティーは発生しない。 ・ほかに質疑あるか。 ・なし。 ・以上で質疑を終わります。 ・次に討論に入ります。討論ありませんか。 ・なし。 ・討論を終わります。 ・これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 ・異議なし。 ・異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。
委員長	14番 佐藤	
委員	一同	
委員長	14番 佐藤	
委員長	14番 佐藤	
委員	一同	
委員長	14番 佐藤	
委員長	14番 佐藤	
委員	一同	
委員長	14番 佐藤	
		【教育委員会所管事務調査】
教育部長	宮本	挨拶及び概要説明
		・本日の所管事務調査は「小中一貫教育及び別海高等学校の魅力向上や支援事業について」のうち、「義務教育学校基本構想の進捗について」を説明させていただく。また、その他として、令和7年度4月から教育委員会の機構について一部再編があるので報告させていただく。
委員長	14番 佐藤	議事2 所管事務調査について
		(2) 小中一貫教育及び別海高等学校の魅力向上や支援事業について
学務・スポーツ課主査	武田	・資料により説明
委員長	14番 佐藤	質疑
副委員長	8番 田村	・特別支援学級を10クラスで想定しているが、想定の根拠を伺う。また、昨今の状況を見たら建築費が2倍・3倍と上がっているが、概算でも良いので事業費がわかれば教えてほしい。 ・中央小学校を例えていうと、現在特別支援学級が「5」から「7」くらいで、種別で「5」くらいあり学年ごとに分かれている。さらに中学校を考えると、「10」が妥当と考えている。 ・概算額については、はっきりとした額は出せない状況。 ・施設規模も気になるので、大まかにでもわからないか。 ・中央小学校の基本構想を立てた時で70億を想定したが、できるだけコストを下げるために視察などをしているので、来年度整理して令和8年度の基本設計に繋げていきたい。 ・以前の説明で、小学校の構想だったと思うが、国の補助金の基準のエネルギー関係で補助が受けられるような説明があったが、補助の関係ではどのように考えているか。 ・使える補助金に関しては、建てる目的や状況に応じて決まっている。追加でもらえる補助金は特にない。ただ、基本の補助率より別海町だと過疎地域になっているので、過疎加算により補助率がアップすることはある。今回の義務教育学校の建設に当たって想定しているのは、文科省の補助を想定しているので、そのために危険改築というメニューがあるが、耐力度調査をして老朽化が著しく危険な建物であるという証明をしたい。ただ、思っていたより丈夫な建物ではあるが、そのメニューを軸に考えていきたい。エネルギーの関係は、環境省の補助金になるが、ゼロカーボンやクリーンエネルギーのほうに注目が集まっているので、全国からその補助金に対して応募が殺到している。その補助も枠が決まっているらしく、申込みしたとしても確実に選ばれるわけではないので、それを当てにして計画すると痛い目を見る状況になるので、慎重に使えるものを見極めながら進めていきたい。 ・エネルギー関連で別海町で木質バイオの話を進めているが検討はされているか。 ・色々な再生化のエネルギーがあるので、どれが有利かということも含めて、建設費やランニングコスト、メンテナンス費用も含めて建築部局とも協議をしながら進めたい。 ・各種補助金の検討を計画策定と並行して進めるべきかと考えるのがいいか。
指導参事	瀬川	
学務・スポーツ課長	齋藤	
副委員長	8番 田村	
教育部長	宮本	
委員	2番 吉田	
学務・スポーツ課主査	武田	
委員	2番 吉田	
学務・スポーツ課長	齋藤	
副委員長	8番 田村	

令和7年第3回総務文教常任委員会 要点記録

教育部長	宮本	・来年度、地域活性化のほうの構想となるが、それと並行して財源や保護者・子供のご意見を伺う1年とし、令和8年度の基本設計に向けて進めたい。 ・ほかに何かあるか。 ・なし。
委員長	14番 佐藤	
委員	一同	
委員長	14番 佐藤	
教育部長	宮本	議事3 その他
		・その他1件報告させていただく。令和7年度から教育委員会内の機構を一部再編する。まず、「生涯学習課」を生涯学習センターから庁舎に戻し、「学務・スポーツ課」を「学務課」に戻し、スポーツ担当を生涯学習課に統合する。それに伴い、生涯学習課長がスポーツセンター長を兼務する。
委員長	14番 佐藤	確認事項
委員	一同	・なし。
委員長	14番 佐藤	閉会挨拶
委員長	14番 佐藤	14:53 閉会